

# 台風第19号により

## 被災した方のための補助・減免等

☐電話番号案内(代表番号)  
 仙台市役所 ☎261・1111  
 青葉区役所 ☎225・7211  
 宮城野区役所 ☎291・2111  
 若林区役所 ☎282・1111  
 太白区役所 ☎247・1111  
 泉区役所 ☎372・3111  
 宮城総合支所 ☎392・2111  
 秋保総合支所 ☎399・2111

### ■災害弔慰金

災害により死亡された方のご遺族(配偶者・子・父母・孫・祖母等)に対して支給します。  
 問社会課 ☎214・85441

### ■災害障害見舞金

災害により重度の障害を負った方に対して、障害の程度に応じて支給します。  
 問社会課 ☎214・85441

### ■災害援護資金貸付

世帯主が重傷を負った、または

■障害者(児)に対する福祉サービス等の利用者負担金の減免  
 障害福祉サービス等をご利用の方が被災し、負担金の支払いが困難と認められるときは、当該サービスの利用者負担金を減免します。

■障害者に対する自立支援医療(更生医療)の負担上限月額額の軽減  
 自立支援医療(更生医療)をご利用の方が被災し、負担金の支払いが困難と認められるときは、自立支援医療(更生医療)の負担上限月額を引き下げます。

■介護保険料および介護保険サービス(総合事業)サービスの利用料の減免  
 介護保険料および介護保険サービス(総合事業)サービスの利用料の減免

■国民年金保険料の免除  
 災害により財産の2分の1以上の損害を受けて、保険料の納付が著しく困難な方は、保険料の納付が免除される場合があります。

■子ども医療費助成、母子・父子家庭医療費助成の特例  
 現在、所得制限により子ども医療費助成および母子・父子家庭医療費助成を受給していない方(子ども医療費助成は支給停止を含む)

### 仙台市台風第19号被災者支援情報ダイヤルを開設しています

被災した方への支援制度などに関して、電話による問い合わせを受け付けています。

### ■仙台市台風第19号被災者支援情報ダイヤル

☎214・8100  
 ●開設時間＝平日の午前9時～午後5時

家屋に被害(全壊、半壊、家財の3分の1以上の損害等)を受けた場合に、住居再建等のための融資が受けられます(所得制限有り)。  
 ●受付開始日 11月1日(金)  
 問災害援護資金課 ☎214・85666

### ■生活福祉資金

低所得者、障害者または高齢者世帯に対し、経済的立ち直りと生活の安定向上のために、低利子(1・5%)または無利子での資金の融資と必要な相談支援を行います。貸付種類により条件が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問各区社会福祉協議会(青葉 ☎265・5260、宮城支部 ☎392・7868、宮城野 ☎256・3650、若林 ☎282・7971、太白 ☎248・8188、泉 ☎372・1581)

### ■社会福祉資金貸付

低所得世帯に対し、災害・疾病その他の緊急不時の出費に必要な資金を、15万円を上限に無利子で融資します。  
 問各区社会福祉協議会(青葉 ☎

被保険者またはその世帯の生計維持者の所有する住宅・家財等に損害を受けたときは、介護保険料および介護保険サービス、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)サービスの利用料の減免が受けられる場合があります。

■国民健康保険料・一部負担金の減免、後期高齢者医療保険料・一部負担金の減免  
 災害により住宅および家財に一定以上の損害があった方は、保険料や病院を受診する際の一部負担金が減免される場合があります。

■国民年金保険料の免除  
 災害により財産の2分の1以上の損害を受けて、保険料の納付が著しく困難な方は、保険料の納付が免除される場合があります。

■子ども医療費助成、母子・父子家庭医療費助成の特例  
 現在、所得制限により子ども医療費助成および母子・父子家庭医療費助成を受給していない方(子ども医療費助成は支給停止を含む)

■子ども医療費助成、母子・父子家庭医療費助成の特例  
 現在、所得制限により子ども医療費助成および母子・父子家庭医療費助成を受給していない方(子ども医療費助成は支給停止を含む)

### 罹災(りさい)証明書の申請を受け付けています

住宅等に被害を受けた方の「罹災証明書」または「罹災届出証明書」の受け付けを行っています。

●罹災証明書は、建物の被害程度を証明するもので、被害状況を調査の上、被害程度の認定ができたものから順次発行します

●支援制度によっては、被害調査を要しない、罹災届出証明書で足りる場合もあります

●受付日時＝平日の午前8時半～午後5時

●申請に必要なもの＝本人であることが確認できるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)

●本人、同居の親族等以外が申請する場合は委任状が必要です

●申請期限＝令和元年12月12日(木)

◆受け付け・問い合わせ  
 区役所税務会計課、宮城総合支所・秋保総合支所税務住民課

265・5260、宮城支部 ☎392・7868、宮城野 ☎256・3650、若林 ☎282・7971、太白 ☎248・8188、泉 ☎372・1581)

### ■個人市県民税・固定資産税等の減免・期限の延長、納税に関すること

●詳細は11ページをご覧ください  
 ■心身障害者医療費助成の所得制限の特例

現在、所得制限により心身障害者医療費助成を受給していない方のうち、今回の災害により住宅の大規模半壊以上の損害、受給者の失業等により所得が著しく減少し、生活に困窮していると認められる場合、医療費助成の対象となる場合があります。

む)のうち、今回の災害により住宅の大規模半壊以上の損害、受給者の失業等により所得が著しく減少し、生活に困窮していると認められる場合、医療費助成の対象となる場合があります。

■保育施設等保育料の減免  
 災害により居住する家屋に著しい損害を受けた場合、6カ月間保育料の減免が受けられる場合があります。

■住宅の応急修理  
 ●対象 住家が罹災証明書により全壊、大規模半壊、半壊または一部損壊(損害割合が10%以上の住宅のみ)と認定され、自らの資力では修理することが困難な世帯の方

●修理対象 屋根、柱、床やドア・窓等の開口部、上下水道・電気・ガス等の配管など日常生活に必要不可欠な部分  
 ●手続きや限度額等の詳細については、ホームページをご覧ください

問財産管理課 ☎214・1278  
 ■建築確認申請等手数料の減免  
 災害の発生した日から2年以内に建築物等を建築する際の①確認

現在、所得制限により障害者交通費助成(ふれあい乗車証、福祉タクシー利用券、家用自動車燃料費助成券)の対象とならない方で、今回の災害により、所得が著しく減少し、生活に困窮していると認められる場合、交通費助成の対象となる場合があります。  
 問区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課

申請手数料②完了検査申請手数料③中間検査申請手数料④許可等申請手数料⑤台帳記載事項証明手数料の減免が受けられる場合があります。

問① 建築審査課 ☎214・8485④⑤ 区役所街並み形成課(☎は4ページ)  
 ■開発行為許可・宅地造成許可等申請手数料の減免等  
 災害により被害を受けた方が、自己居住用開発行為等、宅地造成工事規制区域における宅地造成に関する工事について、当該災害の発生した日から6カ月以内に許可等の申請をする場合には、許可申請手数料が免除されます。

問開発調整課 ☎214・8343  
 ■中小企業等特別相談窓口  
 災害により被害を受け、事業活動に支障を来している中小企業者等の、経営や資金繰り等に関する特別相談窓口を開設しています。

●相談受付日時 平日の午前8時半～午後5時  
 ●相談受付場所 エル7階  
 ●予約が必要  
 問仙台市産業振興事業団 ☎724・1122

※各種申請に必要な書類については、お問い合わせください